

2018年7月26日

取締役識別番号(Director Identification Number (DIN)) 保有者の DIR-3-KYC フォームによる個人情報申告義務

弁護士 琴浦 諒 / 大河内 亮

インド企業省(Ministry of Corporate Affairs (MCA))(以下「**インド企業省**」といいます)は、2018年7月5日付の同省の通達により、インド人、外国人を問わず、全ての取締役識別番号(Director Identification Number (DIN))(以下「**DIN**」といいます)の保有者に対し、DIR-3-KYCと呼ばれるオンライン申告書フォーム(以下「**DIR-3-KYC**」といいます)により、インド企業省のウェブサイトを通じて同省に個人情報を申告することを義務付けました

本ニュースレターでは、上記通達の内容について解説します。

上記通達では、

- ①各会計年度末(インドにおける会計年度末は3月31日とされています)の時点でDINを割り当てられている者は、その次の会計年度の4月30日までに、DIR-3-KYCにより、オンラインでインド企業省のウェブサイトを通じて同省に個人情報を申告することが、
 - ②2018年3月31日時点でDINを割り当てられている者は、2018年8月31日までに、DIR-3-KYCにより、オンラインでインド企業省のウェブサイトを通じて同省に個人情報を申告することが、
- それぞれ義務付けられているため、現在DINを保有している方は、注意が必要です。

1. 取締役識別番号(Director Identification Number (DIN))保有者の DIR-3-KYC フォームによる個人情報申告義務

インド企業省(Ministry of Corporate Affairs (MCA))(以下「**インド企業省**」といいます)は、2018年7月5日付の同省の通達により、同月10日付で、インドの会社法である2013年会社法(Companies Act, 2013)の施行規則の1つである2014年会社(取締役の選任及び資格)規則(Companies (Appointment and Qualification of Directors) Rules, 2014)(以下「**2014年規則**」といいます)を改正し、インド人、外国人を問わず、全ての取締役識別番号(Director Identification Number (DIN))(以下「**DIN**」といいます)の保有者に対し、DIR-3-KYCと呼ばれるオンライン申告書フォーム(以下「**DIR-3-KYC**」といいます)により、インド企業省のウェブサイトを通じて同省に個人情報を申告することを義務付けました。

具体的には、

- ①各会計年度末(インドにおける会計年度末は3月31日とされています)の時点でDINを割り当てられている者は、その次の会計年度の4月30日までに、DIR-3-KYCにより、オンラインでインド企業省のウェブサイトを通じて同省に個人情報申告することが、
- ②2018年3月31日時点でDINを割り当てられている者は、2018年8月31日までに、DIR-3-KYCにより、オンラインでインド企業省のウェブサイトを通じて同省に個人情報申告することが、それぞれ義務付けられました。

なお、DIR-3-KYCのオンライン申告フォームは、下記インド企業省のウェブサイトにてダウンロードすることが可能です。

<http://www.mca.gov.in/MinistryV2/companyformsdownload.html>

上記の①が一般的な制度として新たに導入されたものであり、②は、この新制度の対象の初年度である2018年3月31日以前にDINを取得した者全員について、いわば遡及的に一括で2018年8月31日までにDIR-3-KYCを提出させようとするものと理解されます。

①が、「各会計年度末時点でDINを保有している者(②により2018年8月31日までに申告を行った者を含む)について、毎年、次の会計年度の4月30日までにDIR-3-KYCの提出を要求する」ものであるのか(=年次の義務であるのか)、それとも、「各会計年度末時点でDINを保有している者について、次の会計年度の4月30日までにDIR-3-KYCを提出することを1回的に要求する」ものであるのか(=1回的な義務であるのか)は、現時点では通達上明確ではありませんが、今後インド企業省により明らかにされていくのではないかと考えられます。

なお、2014年規則上、申告を行わなかった者については、その保有するDINは無効(deactivate)となるとされています。無効となったDINの保有者が、後日、DIR-3-KYCを提出すれば、再度DINは有効(reactivate)となりますが、その際には一定の手数料の支払いが必要となります。

以上から、日本企業のインド子会社や、出資先・買収先のインド企業の取締役となるために、2018年3月31日以前にDINを取得した方は、いずれも2018年8月31日までに、DIR-3-KYCによりオンラインでインド企業省に個人情報を申告する必要があることにご注意ください。

また、2018年4月1日以降にDINを取得した／する方についても、会計年度末(3月31日)時点においてDINが割り当てられていれば、その次の会計年度の4月30日までに、DIR-3-KYCによりオンラインでインド企業省に個人情報を申告する必要があることにご注意ください。

なお、後述の通り、個人情報を記入したDIR-3-KYCフォームは、インドの会社秘書役(Company Secretary)、勅許会計士(Chartered Accountant)またはコスト会計士(Cost Accountant)による電子署名を得る必要があります。そのため、DIR-3-KYCフォームの提出に際しては、日本から提出者のみが必要情報を入力して直接インド企業省に提出することはできず、インドの会社秘書役、勅許会計士またはコスト会計士の助力を得る必要があります。

2. DIR-3-KYC フォームの主な記載事項、添付書類、認証等

DIR-3-KYC フォームにおいて、記載を求められる主な個人情報の概要は、以下の通りです(※は、必須記載項目)。DIR-3-KYC フォームについては、あわせて「Instruction Kit for eForm DIR-3 KYC」と題する指示書が公

開されており、これに従って提出する必要があります。

- ①保有するDINの番号(※)
- ②DIN保有者の氏名(※)
- ③DIN保有者の父親の氏名(※)
- ④インド市民権の有無(※)
- ⑤国籍(※)
- ⑥インド居住者か否か(※)
- ⑦生年月日(※)
- ⑧性別(※)
- ⑨インドの基本税務番号(Permanent Account Number(PAN))(インド市民権保有者は記載が必須)
- ⑩インドにおける選挙カード番号(もし保有している場合)
- ⑪パスポート番号(※)
- ⑫運転免許証の番号
- ⑬インドの国民識別番号(Aadhaar Number)(インド市民権保有者は記載が必須)
- ⑭携帯電話番号(※)
- ⑮メールアドレス(※)
- ⑯本籍地(permanent residential address)(※)
- ⑰現在の住所(present residential address)(※)

また、上記の個人情報の入力に加え、添付書類として、本籍地の住所を証明する書類のPDFコピーを添付する必要があるほか、

- ・インドの国民識別番号カード(Aadhaar Number)
- ・パスポートのコピー
- ・(本籍地と現在の住所が異なる場合)現在の住所を証明する書類

のPDFコピーについても、指示書に定める要件に該当する場合には提出が求められています。

さらに、個人情報を記入したDIR-3-KYCフォームは、提出者によって電子署名される必要があるため、もし提出者が電子署名証明書(Digital Signature Certificate(DSC))を取得していなかったり、既にDSCが失効している場合には、予めこれを取得しておく必要があります。これに加え、インドの会社秘書役(Company Secretary)、勅許会計士(Chartered Accountant)またはコスト会計士(Cost Accountant)による電子署名を得る必要もあります。

必要情報が多岐にわたる上、添付書類の提出も必要となり、さらには、提出者及びインドの会社秘書役、勅許会計士またはコスト会計士による電子署名も必要となることから、DIR-3-KYCフォームの提出には、一定の時間、手間がかかると予想されます。

なお、LLPの指定組合員(designated partners)であって、LLPにおけるDINに相当するDesignated Partner Identification Number(DPIN)を保有している方についても、上記DIN保有者とほぼ同様の申告義務が課されているため、ご注意ください。

-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
弁護士 琴浦 諒(ryo.kotoura@amt-law.com)
弁護士 大河内 亮(ryo.okochi@amt-law.com)
 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。